



平成 29 年 5 月 16 日 発行  
法務省大臣官房司法法制部審査監督課

## 1 新しくなった「アピールポイント一覧」を配布しました

各認証紛争解決事業者のアピールポイント等を一覧的にまとめた冊子の改訂版である「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」が、3 月下旬に完成し、全国の法テラス、法務局、消費生活センターなどの相談受付機関に配布いたしました。（表紙）

認証紛争解決事業者の皆様には、更新作業に御協力いただきまして、ありがとうございました。今後も、適宜、掲載情報の見直しを行う予定です。

なお、更新後のアピールポイント一覧は、かいけつサポートのHPでも公開していますので、是非、御活用ください。



## 3 資料集が新しくなりました

このたび、ADR法、ADR法施行令、ADR法施行規則の条文やガイドライン、認証申請・届出の手引等を掲載した「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係資料集」を更新し、各認証紛争解決事業者に配布いたしました。

平成 28 年 4 月 1 日から施行した「法務省所管事業（債権管理回収業・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を新たに掲載するなど、内容が更新されております。

新しい資料集の表紙は黄色ですので、今後は、黄色の表紙の資料集を御利用いただきますよう、お願いいたします。

なお、資料集の追加配布の希望がございましたら、追加配布可能ですので、本紙末尾記載の【お問い合わせ先】まで、御連絡ください。

## 2 調査票への回答・提出に御協力ください

事業報告書等の提出期限は、事業年度の経過後三月以内とされているところです。多くの認証紛争解決事業者が事業年度末を 3 月 31 日としていることから、4 月から 6 月までの期間に、事業報告書等が最も多く提出されております。

当課では、例年、この時期に合わせて、各事業者の相談件数等を把握するため、調査票への回答及び提出をお願いしているところです。

今回の調査票では、相談件数のほか、解決事例について、事案の概要及び利用者からの声など、「解決事例の情報提供」をお願いしております。今後の広報活動の参考資料とすることを目的とするものですので、回答及び提出に御協力をお願いいたします。なお、調査票の様式は、本年 4 月 25 日付け事務連絡でお知らせしていますので、御確認ください。

また、同事務連絡には、事業報告書作成の注意事項をまとめた資料及び提出前の確認用のチェック表を添付しております。事業報告書等作成の際は、最新の資料集（369 ページ以降）と併せて参照していただくとともに、提出前の最終確認として、チェック表を御活用ください。

## 4 ADR特集記事のお知らせ

（株）商事法務発行の「NBL 1092（2017. 2. 15）号」で、ADRに関する特集が組まれました。ADR法施行 10 年を記念して開催された座談会「ADR法 10 年—その成果と課題」のほか、民間ADRに関する論説記事が掲載されています。座談会では、制度及び運用の両面から議論がなされ、紛争解決事業者の取組状況や成功事例も話題とされていますので、参考にお知らせします。

## 5 新たな認証事業者のお知らせ

次の事業者が、ADR法第 5 条による法務大臣の認証を受けました。

現在活動中の認証事業者数は、148 です。

○ 岐阜県司法書士会

（認証番号 152：平成 29 年 4 月 1 日認証）

### 【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎：03-3580-4111（代表）内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@i.moj.go.jp